

第 28 回総会 令和元年 9 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、9 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は農地法第 4 条の規定による許可書の返戻について 1 件、農地改良届出について 1 件提出がありましたので報告いたします。先ず農地法第 4 条の規定による許可書の返戻についてであります。申請人：西都市大字右松〇〇番地の〇〇、許可対象土地：大字右松字〇〇番 8、登記地目：畑、面積：71 m²、転用目的：庭用地、許可年月日：平成 28 年 9 月 12 日、許可番号：6005-4-15、返戻理由：長男が隣接する「大字右松〇〇番 7」に新築するに当たり、自己所有宅地との間に狭小の土地が残るため、農地としての利用が困難なことから庭として有効利用する計画でありました。しかし予想以上に影にならず、現在も家庭菜園として利用しているところで、今後も当分の間は農地として利用していくこととしたため許可書を返戻するものであります。

次に農地改良届出についてであります。番号 1 です。土地の所在：大字三納字〇〇番 1、地目：台帳・現況とも田、面積：264 m²、届出人の住所、氏名、所有者：大字三納〇〇番地、〇〇 相続人代表 〇〇 耕作者：大字三宅〇〇番地 30、〇〇、目的：道路より 30cm 低いので盛土して道路と同じ高さにして畑として利用したい。現地確認をされています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。その他、相続届 3 件、使用貸借合意解約 3 件、賃貸借合意解約 1 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

21 番 申請人は妻地区の〇〇さんです。三納で白きくらげを生産している農家です。場所は三納の〇〇を西に進み、〇〇橋の手前から〇〇方面に 200m 進んだ左側の農地です。道路より 30cm 低いので盛土して道路と同じ高さにして畑として利用したいということです。9 月 25 日の農地パトロールで気づき事務局から指導してもらい提出されたも

のです。事前着工となっていましたので、現場は一旦作業を停止させています。改良後は家庭菜園として使用していくとのこと。土地の所有者の相続人代表者の承諾並びに隣接耕作者の同意書も得られています。周囲にも影響がないことから特に問題ないと判断しました。以上報告します。

局長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和元年度第 28 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、24 番〇〇委員、28 番〇〇委員が欠席であります。本日の議案件数であります。5 件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。4 番〇〇委員、18 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 170 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 170 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：山林用地 1 件、畑 185 m²、資材置場用地 2 件、畑 1,265 m²、その他 4 件、田 841 m²、畑 3,009 m²、計 3,850 m²です。合計 7 件、田 841 m²、畑 4,459 m²、計 5,300 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：児湯郡高鍋町の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 280 m²、申請内容・目的：資材置場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自営林業用の資材置場等土場用地で隣接宅地と一体的な利用です。

次に 2 項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・畑、現況・山林、面積 185 m²、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：杉 50 本で顛末書が添付されています。

次に 3 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：宮崎市佐土原町の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 776 m²、申請内容・目

的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

次に 4 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他 1 筆、登記・畑、現況・雑種地、面積 673 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 288 枚で顛末書が添付されています。

次に 5 項を説明します。譲受人：福岡市博多区の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 1 他 3 筆、登記・田、現況・原野、面積 841 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 288 枚で顛末書が添付されています。

次に 6 項を説明します。譲受人：宮崎市末広の〇〇、譲渡人：加勢の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 7、登記・現況とも畑、面積 985 m²、申請内容・目的：資材置場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：自営建築業用の資材置場用地で現場事務所、資材置場、回転場、工事用車両置場です。

次に 7 項を説明します。譲受人：児湯郡新富町の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 1,560 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 340 枚です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 今回は 1 番〇〇委員と私（27 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 9 月 20 日午前 8 時 00 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より椎原局長補佐と兒玉主幹同行のもと、農地法第 5 条 7 件の調査をいたしました。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

1 番 1 項を説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落であります。県道高鍋・杉安線沿

いの〇〇から南東に約 100m の集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから贈与により所有権の移転を受けて資材置場用地として申請されたものです。譲受人の〇〇さんは児湯郡、西都市を中心に林業を営んでいます。この度、車両、資材を保管できる場所を探していたところ、当該申請地が適地であると判断したための申請であります。現地の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は市道、北側は宅地であります。雨水は自然浸透並びに市道側溝に排出します。転用に伴う北側農地への土砂流出等については、ブロックを設置して被害を与えないように対処するということであります。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 2項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇橋のすぐ先を左折し西へ約2km 進んだ山林内の農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて山林用地として申請されたものです。譲受人は地元で、現在木材業を経営されており、造林・木材販売・しいたけ生産

をされていますので山林として適切に管理していきたいと考えておりますが、許可を得てないことが判明したため顛末書を添付して是正するものであります。現地の状況は、東、西、南、北全て山林であります。雨水対策としては、自然浸透処理です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念することはありません。本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可やむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 3項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で県道札の元・佐土原線から西に約200m進んだ〇〇の南側の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は雑種地、西側は堤防、南側は農地、北側は雑種地であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して敷地内で自然浸透処理するということでもあります。転用

に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありませんが、安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者については、3件が承諾済みで2件は書類を送付してあるとのことです。また、市営住宅の責任者にも説明するように指導いたしました。その上で万一被害が生じた場合は責任をもって対処するとのことです。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 入り口はどのようになっていますか。土地の売買金額をお願いします。

1 番 ○○の一番奥からの進入となります。

事務局 776㎡で○○円です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 4項を説明します。申請地は三納地区の○○集落から○○集落に向かう集落内の東側の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の○○さんが譲渡人の○○さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたもの

です。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。但し申請地は譲渡人の父が許可を得ずに住宅を建築し、その後老朽化に伴い撤去し雑種地化していることが判明したため顛末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東、西、南、北全て農地であります。雨水対策としては、パネルは一体型でパネルとパネルの間に隙間を設け、敷地はすり鉢状にして敷地全体で雨水を受け、畝を設置して敷地内で自然浸透処理するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありませんが、安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。万一被害が生じた場合は責任をもって対処するとのこと。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」であり調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 調査員からも報告がありましたが、補足させていただきます。パネルは一体型になりますので雨は滑り低い土地に影響が出ないように畝を設置して、パネルとパネルの間に隙間を設け、すり鉢状にして敷地内で処理をするということ。です。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7番 始末書ではなく顛末書が正しいですか。

事務局 内容からして顛末書となります。始末書を顛末書に訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

1番 5項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で〇〇を〇〇集落から〇〇方面に約600m進んだ西側の迫田の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。但し、申請地は譲渡人の父が許可を得ずに既に山林に転用されていることから顛末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東側は農免道路、西側は山林、南側は山林、北側は農地であります。雨水対策としては、北側に土手を築き東側に傾斜をつけ敷地内は簡易舗装で隣地への土砂の流出防止を図るということでもあります。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地であり調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6番 申請地は三財ではないかと思えます。

1番 三納と説明したようです。三納と三財の境で三財であります。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

6項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。県道寒川・下三財線沿いの〇〇から西に約300m進んだ〇〇の西側の農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて建設工事資材や重機の保管場所の資材置場として建設するために申請されたものです。現地の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地であります。土地の造成は整地、転圧を行い砂利敷きで雨水対策は自然浸透であります、市道側溝も利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。万一被害が生じた場合は責任をもって対処するとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小規模の農地の集団であり第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8 番 土地の購入金額をお願いします。

事務局 985 m²で〇〇円です。

10 番 申請地は以前太陽光発電施設用地で申請がされませんでしたか。

事務局 太陽光発電施設用地で申請がされた場所は、隣になります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

- 1 番 7項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。県道寒川・下三財線沿いの〇〇から西に約200m進んだ〇〇の西側の農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということであり、現地の状況は、東、西、南、北全て農地であります。雨水対策としては、周囲が全て農地のため周囲に土手を設置してすり鉢状にして中央に集水し敷地内で自然浸透処理するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありませんが、安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。万一被害が生じた場合は責任をもって対処するとのこと。なお、本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8 番 土地の購入金額をお願いします。

事務局 1,560 m²で〇〇円です。

10 番 土地の購入価格は〇〇さんが宣伝している価格での購入となっており、ここ周辺が現在一番高い価格となっています。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 171 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 171 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買 3 件、田 3,194 m²、畑 1,133 m²、その他（登記・原野、現況・畑）925 m²、計 5,252 m²、
使用貸借 1 件、田 5,433 m²、畑 901 m²、計 6,334 m²、合計 4 件、田 8,627 m²、畑 2,034 m²、
その他 925 m²、計 11,586 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：北九州市八幡区の

〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 4 筆、登記・現況とも田、面積 3,194 m²、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 1 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、県外に在住で農地の管理ができない譲渡人の北九州市の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の童子丸の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。迫田で耕作困難な場所もありますが、何とか工夫して作付けするということであります。これまでも鳥獣被害にあいそうな場所も良心的に耕作されております。譲受人は山路集落で水稻、栗を中心に経営され約 20,137 m²作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ1台、耕耘機1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局長 2項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：長崎県佐世保市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他1筆、登記・現況とも畑、面積1,133㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2番 2項について報告します。今回の申請地は、上三財地区の市道を挟んだ〇〇前の農地です。今回の申請理由は、県外に在住で農地の管理ができない譲渡人の佐世保市の〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は上三財で水稻、甘藷を中心に経営され約15,488㎡作付けされており、申請地には甘藷を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラ1台、耕耘機1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。
(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

4番 地図をみると申請地に小屋があるようですが、農地として活用するのに大丈夫ですか。

事務局 現在、小屋は撤去されており、農地に復元されています。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：加勢の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番イ、登記・原野、現況・畑、面積 925 m²、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3項について報告します。今回の申請地は、上三財地区の〇〇から〇〇方面に行く迫田の農地です。今回の申請理由は、譲渡人の下三財の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の〇〇さんへの規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落周辺で水稻、野菜を中心に経営され約 15,029 m²作付けされており、申請地には甘藷を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4項の説明をお願いします。

局長 4項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1他8筆、登記・畑、田、現況・田、面積6,334㎡、権利の内容：年金による使用貸借権の設定です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

21番 4項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇、〇〇、〇〇にかけての農地です。今回の申請理由は、農業者年金受給中の〇〇さんから子供の〇〇さんへの再設定による契約更新によるものであります。〇〇さんは水稻を8,371㎡作付けされています。申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具はトラクター1台、動噴1台、草刈り機1台所有しています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第172号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所

有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第172号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田6,534㎡、合計4件、面積6,534㎡です。

次に項目毎に説明します。

- 1項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積4,293㎡です。
- 2項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番2、登記・現況とも田、面積1,024㎡です。
- 3項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市清武町の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積512㎡です。
- 4項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番、登記・現況とも田、面積705㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については10月を予定しております。

議長 説明がありました1項から4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 173 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 173 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 22,389 m²、畑 18,298 m²、その他(登記・原野、山林、現況・畑) 2,133 m²、合計 7 件、面積 42,820 m²、契約期間別内訳：3 年～6 年未満、件数 1 件、田 1,869 m²、6 年～10 年未満、件数 1 件、田 3,268 m²、10 年以上、件数 5 件、田 17,252 m²、畑 18,298 m²、その他 2,133 m²となります。

項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 1,869 m²、10 月から 4 年 3 ヶ月の賃貸借の新規設定です。
- 2 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 3,447 m²、10 月から 10 年の賃貸借の新規設定です。
- 3 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他 9 筆、登記・原野、畑、現況・畑、面積 5,038 m²、10 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 4 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 19 筆、登記・田、畑、山林、現況・田、畑、面積 12,204 m²、10 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 5 項、譲受人：南方の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1 他 13 筆、登記・現況とも田、畑、面積 12,025 m²、10 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 6 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 4 他 3 筆、登記・現況とも田、面積 3,268 m²、11 月から 8 年 9 ヶ月の農地中間管理

事業による貸借の新規設定です。

7 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他
1 筆、登記・現況とも畑、面積 4,969 m²、11 月から 10 年の農地中間管理事業によ
る貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合してお
ります。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または
養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満た
しております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告
については、10 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項から 7 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は
挙手願います。

3 番 2 項については、〇〇さんの新規就農者で後継者の息子さんがハウスを建てるため
の貸借と伺っていますが、父親の名義での貸借で良いのですか。

事務局 農業活性化に確認いたします。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 2 項は現在農業活性化に確認中でありますので、2 項を除いて賛成の方の挙手をお
願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。2 項は後ほど審議します。

議 長 議案第 174 号買受適格証明願の承認について提案いたします。事務局の説明を求め
ます。

局 長 議案第 174 号買受適格証明願の承認について、件数及び面積：件数 1 件、田 5,022
m²、計も同じです。計 1 件、田 5,022 m²、計も同じです。番号 1、土地の所在：大字

上三財字〇〇番 3 他 1 筆、地目：台帳・現況とも田、面積：5,022 m²、申請人：西都市大字上三財〇〇番、氏名：〇〇、自作地 1,958 m²、借入地 153,466 m²、役員 4 人、従事者 4 人、農機具：トラクター6 台、耕運機 3 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台、ほか農機具一式完備、買受する理由：規模拡大のため。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 今回の案件は、今年の 4 月に審議し承認されたところではありますが、諸般の事情によりまして、入札に参加されませんでした。従いまして入札参加者がいなかったものです。改めての入札期間は 11 月 28 日から 12 月 5 日までとなっていますので申請されたものです。今回の申請は、〇〇さんが、農地法 3 条により競売に参加するため、買受適格書の発行を求めて申請されたものです。申請人は三財地区で施設きゅうりをはじめ、全体で 15ha を作付けしている農地所有適格法人です。現地は前の所有者が使用していたハウス資材等が置いたままになっている部分もありますが、買受が出来た際は、農地として使用していくことを確認しています。農機具はトラクター6 台、耕運機 3 台、田植機 2 台、コンバイン 3 台、ほか農機具一式完備しています。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから買受適格書の発行は承認相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

局 長 只今承認決定しました議案第174号について付帯議案を提案いたします。議案第174号で承認決定いたしました買受適格者証明の交付を受けた者が、最高買受申出者、または次順位買受申出人となり、当該案件について3条許可申請書を提出した場合において、当該証明書交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、西都市農業委員会会長が許可します。

議 長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

20 番 前回入札参加者がいなかったのは、地理的理由なのか、他に原因があるのか説明をお願いします。

2 番 場所は、〇〇さんの向かい側になります。地理的には問題ありません。入札参加者がいなかったのは、落札しても根石等のハウス資材等が予想以上に多く処分に相当の費用が生ずることから入札を見送られました。今回は片付け等の処分が出来た後の更地となった場合には、新たに農地として利用価値があることから再度の買受適格証明願の承認となったものであります。

議 長 他にありませんか

(委員 なしの声あり)

議 長 このことを承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第173号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認についてのうち第2項の審議をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 〇〇さんが借り受けて、以後息子に経営移譲するということを確認しました。

3 番 後継者である息子がハウスを建てるのに父親名義でよいのかを尋ねたものです。

22 番 新規就農者であれば、親からの名義変更をすればよいではありませんか。

議 長 暫時休憩します。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局の説明を求めます。

事務局 借り受けるのは〇〇さんです。ハウスを建てるのも本人ということを確認しました。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後4時30分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

4 番 _____

18 番 _____